

第 2 5 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った処分変更後の一部公開決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成29年 2月 7日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成25年度特定施設指定管理者公募に関する申請書（第 5号様式）及び事業計画書（様式 1～様式18）。全ての応募者のもの。

2 同月21日、実施機関は、本件公開請求に対して、特定施設（以下「本件施設」という。）指定管理者公募に関する申請書（第 5号様式）及び事業計画書（様式 1～様式18）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同年 3月 1日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 実施機関は、同月21日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

従業員の名等個人情報、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

応募者のノウハウに関する情報は、公開することにより当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とするとともに、法人の印影等の団体の内部管理に関する情報についても、公開することにより当該団体の事業運営に支障をきたすと認められるため、非公開とします。

- 5 実施機関は、同日、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び公開を実施する日を審査請求人に通知した。
 - (1) 会社名、所在地、役員氏名については、公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められないため。
 - (2) ホームページ上に公開されている事項や募集の際、配布した資料に掲載された事項の抜粋等、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益が明らかに損なわれるとは認めがたいため。
- 6 同年 4月 6日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。
- 7 同月 7日、実施機関は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。
- 8 同年 8月16日、本件行政文書と同一の行政文書についての判断が本市情報公開審査会第 190号答申及び第 191号答申（以下これらを「関連答申」という。）にて示された。
- 9 平成30年 1月 4日、実施機関は上記関連答申の判断にならい、公開部分の一部を非公開とする本件処分①を変更する処分（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求の目的について

情報公開請求の目的は、どのような行政サービスが執行されているか、または執行されるかを確認することであると考え。本件は、指定管理公募において、非選定となった企業の事業計画書であり、採用されていない

にも関わらず、情報公開請求を行う目的は、公募参加企業の会社情報取得と、提案に関するノウハウの取得であり、情報公開の本質と異なる。

財務状況についてもしかるべき手段で取得すべきであり、情報公開にていつでも容易に取得することも情報公開の本質と異なる。

(2) 案件名や年間利用者数等のデータについて

案件名や年間利用者数等のデータについては、内部提出資料として、任意で掲載しているものであり、一般に公開されていないものもある。記述を公にすることにより、当法人の競争上の地位その他正当な利害を害する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」（以下「本件指針」という。）に基づき、「特定施設指定管理者募集要項（平成25年 6月 3日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年 6月13日開催の募集説明会においても、当該書類を提出した事業者が指定管理者として選定されたかどうかにかかわらず情報公開請求の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

2 情報公開請求権について

条例上、情報公開請求者は行政文書の公開を請求するにあたり、当該請求の目的を述べることは求められてはいない。したがって、本件公開請求が情報公開の本質と異なるとする審査請求人の主張は認められない。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 申請法人の事業活動に関する情報の一部については、ホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 財務状況については、申請法人が安定性・収益性を有しているかを審査するために、本件募集要項において様式を定め、定められた項目について、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値

を記載させたものである。

株式会社にあつては、会社法（平成17年 7月26日法律第86号）第 440条第 1項により、貸借対照表を公告しなければならないこととなっており、本件行政文書のうち審査請求人が非公開を求める部分は、公告すべき事項に含まれる金額及びその金額をもとに計算した指標の数値である。

したがって、当該情報は何人も知ることができる情報であり、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

また、審査請求人の公告方法は、登記事項証明書によると官報に掲載して行うこととなっており、当該情報の取得が難しいとは言えない。

(3) 施設の運営実績については、案件名や年間利用者数のデータは施設としての基本的な情報であり、それらの情報をもとに当該法人の競争上の利益その他正当な利益を害するまでの分析をすることはできない。

4 本件行政文書については、関連答申の判断に従い、既に本件処分①について処分変更を実施している。

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件審査請求人から提起された関連答申に係る同一の行政文書についての審査請求である。

本件審査請求は、本件処分①についてなされたものであるが、審査請求人は、実施機関が関連答申にならって本件処分②を行った後も、本件行政文書の全部を非公開とすることを求める内容の本件審査請求を取り下げなかった。

以上のことから、当審査会はあらためて本件処分①も含めた判断を以下のとおり行う。

2 本件審査請求の範囲について

(1) 上記第 3 1で述べたとおり、審査請求人は、審査請求の趣旨において本件行政文書全てについて非公開を主張している。

(2) しかし、関連答申における経過について、当審査会が調査したところ、当該不服申立ては、同一の行政文書に係る同内容の一部公開決定に対するものであるが、一方では本件審査請求と同様に本件行政文書の全てについて非公開を求め、もう一方では本件行政文書の一部について非公開を求めている。

したがって当該不服申立ては、同一の行政文書について、それぞれ非公開を求める範囲が異なるものであり、さらにその具体的な主張もなされていなかった。

そのため、当審査会が追加の主張を行うよう不服申立人に求めたが、追加の主張はなされず、また反論意見書の提出及び意見陳述の希望もない等、不服申立人に主張の機会を与えたにもかかわらず、十分に主張を行っていない事実が認められる。

(3) また、本件審査請求においても審査請求人は、反論意見書の提出及び意見陳述の申し出もなく、関連答申と同様十分な主張を行っていない。

(4) したがって、当審査会は、関連答申において認定した不服申立人の不服申立の趣旨のとおり認定し、次に掲げる本件審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）についての公開妥当性に限って判断するものとする。

本件情報が記載された文書の名称	本件情報
団体の概要 (様式 2)	「沿革」、「従業員数」、「公益的な取組み状況」の一部(以下「本件情報①」という。)
	「担当者の部署・職名」(以下「本件情報②」という。)
管理運営能力及び実績 (様式 3)	「〇〇運営に関する能力、ノウハウ等」、「経験施設数」(以下「本件情報③」という。)
	「指定管理者としての施設管理経験」のうち「年間利用者数」、「管理期間」及び一部の「施設名」と「所在地」(以下「本件情報④」という。)
財務状況表 (様式 4)	金額及び各種指標の数値が記載された部分(以下「本件情報⑤」という。)
職員配置計画 (様式 6)	人的ネットワーク等に関する記述(以下「本件情報⑥」という。)
情報保護・管理及び情報公開に関する計画 (様式 8)	参加企業のプライバシーマーク等取得状況、情報公開の具体的方針、規程の整備状況(以下「本件情報⑦」という。)

3 以上のことから、既に同一の行政文書についての判断が関連答申のとおり

先例として確立しており、その判断を見直す必要性も認められない。
そのため、当審査会は関連答申にならい以下のとおり判断をする。

4 争点

本件情報が、条例第 7条第 1項 2号に該当するか否かが争点となっている。

5 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

6 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人を代表企業とする法人等 A（以下「本件共同事業体」という。）から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

7 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) そこで、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であるか否か、及び当該情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件情報①について

(ア) 本件情報①は、人事管理や経営戦略に関する情報であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、当審査会の調査によると、本件情報①は本件共同事業体を構成する法人のホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報①は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

イ 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、担当部署及び担当者の職名であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、担当部署や担当者の職名を公にするだけでは、当該法人の事業活動に明らかに不利益を与えるとは認められず、また、異議申立人からそのおそれについての主張はない。

(ウ) したがって、本件情報②は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

(エ) しかしながら、本件情報②は個人の職業に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

ウ 本件情報③及び本件情報④について

(ア) 本件情報③及び本件情報④は、本件共同事業体を構成する法人の指定管理実績等であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、当審査会の調査によると、記載された内容は、一般的な内容を記載したに過ぎないもの、又は本件共同事業体を構成する法人のホームページや会社概要パンフレットに掲載されている内容若しくはそれらと同等の内容であり、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与え

るとは認められない。

- (ウ) したがって、本件情報③及び本件情報④は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

エ 本件情報⑤について

- (ア) 本件情報⑤は、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

- (イ) 財務諸表は会社が株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示するために作成する法定開示書類であり、会社法第 442条第 3項及び第 4項の規定により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。このように財務諸表及びそこに記載された金額は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の財務諸表を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかになり、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

ただし、会社法第 440条第 1項の規定により、株式会社は、貸借対照表を公告しなければならないとされている。そうすると、財務諸表のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても何らかの支障があるとは考えられない。

- (ウ) 当審査会の調査によると、本件共同事業体を構成する法人は全て会社法上の株式会社であり、実施機関が公開と判断した部分は、会社法第 440条第 1項の規定により公告すべきとされている事項に含まれる金額及びその金額をもとに計算した指標の数値であることから、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えると認められない。

- (エ) したがって、本件情報⑤は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

オ 本件情報⑥について

- (ア) 職員配置計画（様式 6）は、指定管理者に選定された場合の職員配置に関する提案が記載されたものであり、施設を効率的に管理運営す

るための具体的な職員の配置計画等については、経営ノウハウを生かした人事管理及び経営戦略上の情報であることから、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、本件情報⑥は、当該法人が保有するスタッフの施設設備についての熟知度及び当該法人の人的ネットワークについて一般的な内容を述べたものにすぎず、具体的な職員の配置計画等を記載した内容ではないため、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報⑥は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

カ 本件情報⑦について

(ア) 情報保護・管理及び情報公開に関する計画（様式 8）は、施設の管理運営における情報保護・管理及び情報公開に関する計画が記載された部分であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、本件情報⑦は、企業のプライバシーマーク等取得状況及び規程の整備状況について述べたものに過ぎず、情報公開の具体的方針についても、一般的な基準が示してあるに過ぎないため、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報⑦は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

8 本件公開請求の目的について

なお、審査請求人は、本件公開請求の目的は情報公開制度の本質と異なる旨を主張するが、条例及び条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 124号）においては、公開請求の目的は必要的記載事項とはされておらず、何人も請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができるものとされていることから、審査請求人の主張は認められない。

9 当審査会は、上記 7(2) イのとおり本件情報②は条例第 7条第 1項第 1号

に該当するため、本件処分①については、本件情報②を非公開とする処分変更をすべきと考えるが、上記第 2 9のとおり、実施機関は既に関連答申にならない本件情報②を非公開とする本件処分②を行っているため、改めて処分変更を行う必要性は認められない。

10 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 2月22日	諮問書の受理 実施機関に弁明書を提出するよう通知
3月19日	実施機関の弁明書を受理
3月26日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 8月23日 (第20回 第 2小委員会)	調査審議
令和元年 9月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里